



被扶養者認定に必要な提出書類一覧表

被保険者は、被扶養者認定を受ける際に、認定条件に適合していることを添付書類等により自ら証明しなければなりません。

そのため、この一覧表に該当する全ての書類を提出してください。

		対象者	備考
被扶養者の範囲	被保険者と同一世帯 でなくても良い人	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者（内縁含む） 子※1、孫、兄弟姉妹 父母、祖父母などの直系尊属 	※1 子を扶養する場合で、被扶養者ではない配偶者に収入がある場合は、配偶者の前年の源泉徴収票の写しなど収入の分かるものを添付してください。
	被保険者と同一世帯 が条件の人	<ul style="list-style-type: none"> 義父母 他の三親等内の親族 	

★この表の見方★ ①必ず提出する書類 → ②収入について該当箇所を確認 → ③状況に応じて該当箇所を確認

		必要書類	書類の入手先 <small>(「被保険者勤務先」となっている書類は、H.I.S. 健保ホームページでも取得可)</small>	
①	必ず提出する書類	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険被扶養者（異動）届 ※所定の用紙にご記入ください。 被扶養者認定調書 ※所定の用紙にご記入ください。 (続柄が「子」であり、18歳未満の学生（高校生まで）は不要) 	被保険者勤務先	
		住民票（原本） ※世帯全員と続柄が記載されているもの・3ヶ月以内に発行のもの	市区町村等	
②	18歳以上・収入なし 離職に伴う申請の場合 雇用保険の状況	大学・各種学校・予備校生	在学証明書（原本） ※3ヶ月以内に発行のもの	学校など
		1年以上無職無収入	非課税証明書または課税証明書（原本） ※3ヶ月以内に発行のもの	市区町村等
		個人事業主を廃業した人	個人事業の廃業届出書（写）	市区町村等
		受給する意思がある	離職票1・2（写） または 雇用保険受給者資格証（写・両面）	認定対象者が退職した会社
			雇用保険に伴う誓約書 ※所定の用紙にご記入ください。	被保険者勤務先
		受給しない	離職票1・2（写） または 退職証明書（原本）	認定対象者が退職した会社
			雇用保険に伴う誓約書 ※所定の用紙にご記入ください。	被保険者勤務先
		受給資格なし	退職証明書（原本） ※雇用保険未加入である旨記載のもの または 給与明細書（写）	認定対象者が退職した会社
			雇用保険に伴う誓約書 ※所定の用紙にご記入ください。	被保険者勤務先
		受給終了した	雇用保険受給資格者証（写・両面）（注1）	ハローワーク
雇用保険に伴う誓約書 ※所定の用紙にご記入ください。	被保険者勤務先			
延長している	離職表1・2（写） または 雇用保険受給延長通知書（写）	ハローワーク		
	雇用保険に伴う誓約書 ※所定の用紙にご記入ください。	被保険者勤務先		
18歳以上・収入あり	公務員の場合	辞令（写）	前勤務先	
	勤労収入がある方（パート・アルバイト等）	連続した直近3ヶ月以上の給料証明書（写）（注2）	勤務先	
	個人事業主・不動産管理者・農業等で収入がある人などの自営業者	確定申告書（写） ※経費明細（収支内訳等）を含む	税務署	
	年金を受給している人（国民・厚生・共済・基金・遺族・障害・恩給等）	非課税証明書（原本） ※3ヶ月以内に発行のもの	市区町村等	
直近の年金改定通知書（写）か振込通知書（写）（注3）		年金事務所		
利子 / 配当 / その他	最新の支払通知書（写）	関係先		
③	結婚による申請	婚姻日が確認できる書類（原本） ※受理証明書・戸籍謄本等3ヶ月以内に発行のもの	市区町村等	
	被保険者と別居している人（注4）	直近6ヶ月以上の送金証明書もしくは通帳の写（注5）	金融機関等	
		戸籍謄本（原本） ※3ヶ月以内に発行のもの	市区町村等	
	外国籍の方の申請	住民票（原本） または 在留カード（写）（注6）	関係機関	
	被保険者以外に扶養義務者がいる方	その方の収入を証明する書類	状況により	
住民票で被保険者との続柄確認できない方	戸籍謄本（原本） ※3ヶ月以内に発行のもの	市区町村等		

(注1) ハローワークにて「受給終了」等の証明があるもの
 (注2) 雇用形態の変更等で記載の金額に変更がある場合は、変更した内容・収入額が分かる事業主交付の証明書を提出してください。
 (注3) 障害者の方については、障害者手帳（写）を添付してください。
 (注4) 被保険者が会社都合による単身赴任者の場合、送金証明等は不要です。「まとめて仕送り」は不可。
 (注5) または送金の状況が客観的に判断できるもの
 (注6) 短期滞在ビザは不可

H25.4.1

●提出書類に不足または不備な点があった場合は、この表以外に別途追加書類の提出を求められることがあります。

ご提示頂く書類は、公平・公正に被扶養者認定を行う為に使用するものであり、目的外に利用することは一切ありません